

平成三十年  
二月

富山県議会基本条例提案理由説明要旨

私は、本日提出いたしました議員提出議案第一号「富山県議会基本条例制定の件」の提案の趣旨につきまして、これまでの検討状況も含め説明を行います。

富山県議会は、明治十六年に公選制の県会として開設されて以来、先人の郷土愛及び英知を継承しつつ、県民が豊かで、安全に安心した生活が営める富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組み、県民の多様な意思を県政に反映し、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、政策討論委員会の導入など議会改革にも積極的に取り組み、県民にわかりやすい議会運営に最大限、努めてきました。

とりわけ、平成十二年のいわゆる地方分権一括法の施行を契機とする地方分権改革の進展を踏まえ、これまで、地方分権社会にふさわしい議会を目指し、更なる自己改革と活性化に努めており、議会活動に関し県民の理解をより深めるため、議会中継などによる広報の充実、他の都道府県議会に先駆けた議員提

案による政策条例の制定、外部有識者による知見の活用、「分割質問及び分割答弁方式」の導入による質疑の充実等、様々な面で議会の機能強化を図ってきました。

こうした課題等に的確に対応するため、二元代表制の一翼を担う県議会には、真摯に県民の声を聴き、県民の多様な意思を県政に反映させるとともに、県民により一層信頼され、期待される議会となるよう、県政の最終意思を決定する団体意思決定機能、地域課題の解決を図る政策の立案及び国等又は県等に対する提言機能等を最大限に発揮することが求められてきております。

このようなことから、本県議会においては、各会派代表者会議の協議を経て、昨年六月二十七日、「議会基本条例制定検討会議」を設置し、これまでの議会改革の取組を一層推進し、更なる議会の機能強化を図る等、地方自治の本来の力を高めていく議会運営が重要となってきたことから富山県議会の基本理

念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、議員の責務及び活動原則、会派の機能、議会と知事その他の執行機関との関係、議会と県民との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさと幸せを実感できる富山県の実現に寄与することを目的とする富山県議会基本条例制定に向けた検討を本年二月二十二日まで九回の検討を行ってまいりました。

この間、県民の皆様から寄せられました数多くのご意見やご指摘にも耳を傾けながら、総務省、全国都道府県議会議長会等とも、さまざまな項目について協議を行い、全会一致での合意を得て、このたび条例案が取りまとめられたところであります。

それでは、条例案の内容につきまして、その主な点をご説明いたします。

前文には二元代表制の一翼を担う議会の役割のほか、県政の最終意思を決定

する機関として、県民の多様な意思を反映するため、公平かつ公正な議論を尽くすことや、富山らしさを示す表現として、政策討論委員会や一般質問における分割質問・分割答弁方式の導入などを盛り込んでいます。

第一章には、条例の目的、基本理念を規定するとともに、第二章の議会の役割及び運営等においては、政策立案機能や国等又は県等へ提言するなど議会における会派の機能を明確に位置づけています。

また、議会運営の重要な原則として、公平かつ公正で、県民にわかりやすい議会運営を行う義務を宣言し、議員の発言の機会の保障、県民に分かりやすい質問・質疑に努めることを規定するとともに、審議を尽くすため、十分な審議の機会の確保を規定しています。

さらに、地震、台風などによる自然災害のほか、大事故の発生や病気の蔓延等、緊急事態の発生時など県民生活に影響を及ぼす様々な事態において、議会

として必要な対応を行うことを明確に規定し、努力目標とはせず危機管理上、明確に規定したのは全国初めてとなります。

第三章においては、議員の責務等を規定し、一昨年、政務活動費の問題を生じましたが、条例では、政務活動にとどまらず、議員の姿勢、活動、全てにおいて、厳しい倫理意識に徹し、政治倫理の向上について規定しています。

第四章の議会の機能強化においては、議会が地方自治法に定めるところにより調査を行うほか、具体的な課題解決のため、必要な調査を行い、学識経験者による調査の実施の規定や議員により構成する検討組織を機動的に設置し、審査等の実施に努めることを規定しています。

また、継続的に議会改革に取り組んでいくため、議会改革推進会議の設置と議会改革に関する行動計画を策定し、毎年度、進捗状況を県民に公表することを規定したのは、全国初めてとなります。

さらに、議会の機能強化を図り、議会活動を活性化するため、第十五条に他の地方公共団体の議会や大学等との交流や連携に努めることを規定しています。

第五章の知事等との関係においては、二元代表制の一翼を担う議事機関として、議会の調査機能の強化の必要性や予算措置の裏付けとなる表現が必要との観点から知事等による説明や議会の調査を規定しています。

第六章の県民との関係においては、県民に開かれた議会を推進するため、県民「誰もが」というユニバーサルデザインによった考え方に立ち、会議等の原則公開や、議会意思の決定結果や形成過程等に関する情報公開の推進、傍聴者への配慮等を規定しています。

また、議会中継やソーシャルネットワークワーキングサービスの活用をはかるほか、多様な媒体を活用し、議会広報誌の充実、県民各層との意見交換会、政策討論委員会の実施など、あらゆる機会を通じた広報や広聴により、積極的に県民の

意思を把握し県政に反映するよう努めることを規定しています。

さらに、議会への県民参加を促進するため、請願・陳情を県民の政策提案の機会とし、県民の主権者意識の醸成に努めることを規定しています。

第七章では、議会事務局等の充実強化を図り、第八章では、議会は社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、条例の見直しをしていくことを規定しています。

議会基本条例制定がゴールではなく、ここに、富山県議会は、自らの果たすべき役割及び責務を改めて自覚し、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県政の最終意思決定機関として、県民の負託に応え続ける県議会を実現することを決意し、この条例を制定するものであります。

議員各位には、ご賢察の上、ぜひとも本条例にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。